日金協発　第 26-51 号
平成 26 年　6 月 9 日
日 本 貸 金 業 協 会

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について

//

日本貸金業協会では、平成 25 年7月 5 日及び平成 26 年 1 月 31 日、同年 6 月 4 日に「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部がそれぞれ改正され、システムリスク管理態勢関係、経営者保証に関するガイドライン関係及び反社会的勢力による被害の防止関係が規定等されたことを踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下、「自主規制基本規則」といいます。）及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下、「細則」といいます。）の一部改正（案）について、平成 26 年 4 月 25 日（金）から平成 26 年 5 月 8 日（木）にかけて意見募集を行いました。

その結果、2 団体から延べ 4 件のご要望等をいただきました。また、本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたご要望等は、今後の展開等についてのご要望等であったため、直接、応募者へ回答をいたしております。

なお、「自主規制基本規則」及び「細則」については、別紙 1 および別紙2のとおり改正し、本年 6 月 10 日に施行いたします。

（別紙 1）「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」
（別紙 2）「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」

お問い合わせ先
日本貸金業協会　会員業務部　　中村・篠原
電話　　03-5739-3014
E メール　　kaiin-gyombu@j-fsa.jp